

## 今月のテーマ

### 鉛蓄電池の運搬・保管の注意事項

#### 1. はじめに

自動車の使用済み「鉛バッテリー」の取り扱いには細心の注意が求められる。

その理由は、バッテリーの電解液の希硫酸が特別管理産業廃棄物に該当する為です。

従来、使用済鉛バッテリーは有価で取引されており、廃棄物というよりは資源物扱いにて取引されてきた。

その多くは、国内処理ではなく韓国に輸出され、精錬所において鉛が回収され資源化されてきた実情がある。

特に来年の令和3年1月1日バーゼル条約の適用により、有害廃棄物の輸出入に規制がかかることとなった。そのため国内的には自動車用鉛バッテリーの処理ルートが詰まっており、大量のバッテリーが未処理で保管状態とのこと。

#### 2. 自動車用使用済鉛バッテリーの扱い

##### (1) 使用されている車両

- ・二輪車（バイクなど）
- ・四輪車（業務用トラック・乗用車など）
- ・電動アシスト自転車、車椅子など

なお、産業用の予備電源、非常用電源にも鉛蓄電池が使用されている。

##### (2) 電解液の内容

- ・蓄電池の電解液にはPH2.0以下の強酸が使用されている。
- ・取り扱いは毒物・劇物取締法の対物となる。
- ・床に漏れると、床は強酸で腐食し最終的には穴ができる。

##### (3) バッテリーの保管方法の注意

使用済であっても雑に放置しない。

- ・容器で保管する。プラスチック製の容器が望ましい。金属製は液が漏れると底面が腐食し、穴が開く。
- ・雨がかからない場所にて保管する。  
⇒屋内保管（内容物が地下浸透）
- ・太陽光線が当たらない場所にて保管する。  
⇒屋内（容器が劣化）

##### (4) 廃棄物処理法上の保管基準

- ・飛散流出、地下浸透しないこと。
- ・原則として屋内に設けるものとし、床面を不浸透性の材料で覆うものとする。
- ・使用済鉛蓄電池の保管場所であることを掲示する。

#### 3. 許可上の留意点

##### ◆ 廃バッテリーを運搬する場合。

- ・電解溶液が特別管理産業廃棄物の強酸であり、環境省の通知では特別管理産業廃棄物の許可取得を原則としている。（全国的取扱い基準）
- ・東京都は、都限定で例外的な扱いを容認している。すなわち強酸のバッテリー液が密閉容器に收容のまま運搬される場合は、特別管理産廃の強酸の許可を不要としている。
- ・搬入先は特別管理産廃の強酸の許可ある処分先を指示している。

